

## ●多世代同居・近居支援事業補助金について●



この補助金は、家族の絆の再生及び地域の共助に資することを目的として、多世代で、同居や近居をする際の住宅の取得又はリフォーム工事を行う方に対し、費用の一部を補助するものです。

### 事業期間

令和2年(2020年)度から令和8年(2026年)度まで  
【令和2年4月1日から令和9年3月31日】

### 補助対象者

まず、下の3つのうち、どれか1つに該当するかを確認してください

(いずれにも該当しない場合は、多世代同居・近居支援補助金の対象者ではありません)

- 既に多世代で同居をしている方は、申請日から遡って過去1年以内に世帯員が1以上増加し、多世代家族で引き続き同居または近居を行うこと
- 同一単位自治会の区域内で、既に多世代家族で近居をしている方は、申請日の属する年度内に新たに同居又は近居(申請日において、一方または両方の家族が賃貸住宅に居住しており、かつ、申請日から遡って過去1年以内に世帯員が1以上増加していること)を行うこと
- 申請日において、同一単位自治会の区域内で多世代近居をしておらず、同居も行っていない方は、申請年度の属する年度内に、多世代で近居または同居を行うこと。

上の3つのいずれかに該当する方は、下の項目もご確認ください

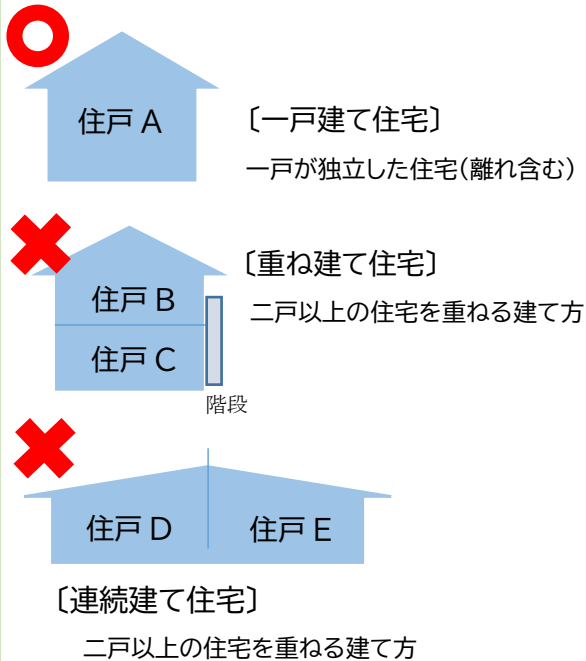
- 取得またはリフォーム等をする住宅の所有(予定)者である方
- 取得またはリフォーム等をする住宅のある区域の自治会に加入していること。または加入する意思があること
- 申請日より過去1年以上前に、多世代同居又は近居を行っていないこと
- 3年以上同居や近居を継続する意思のある方
- 18歳未満の方を除くすべての方の所得の合計を、当該人数で割った額が300万円以下であること
- 同居や近居をする方全員が税金を未納していないこと
- 同居や近居をする方全員が南あわじ市暴力団員排除条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと

## 🏠 補助対象住宅

- 自己の居住の用に供するものであって、次のいずれかの住宅
  - (1) 新たに建築した住宅
  - (2) 2親等内の親族以外のものから購入した住宅(建売・中古)
  - (3) 増築・改築・リフォーム工事をを行う住宅
    - ※別荘など一時的に使用するものや、賃貸、販売等営利を目的とするものを除く
    - ※住宅建設及び購入と併せて購入した土地は対象外
    - ※リフォーム工事は、トイレ・風呂・キッチンのいずれか1つ以上を含む工事をいう
- 新築・購入をする場合、申請を行う前に所有権保存(移転)登記を行っていないこと
- 増築・改築・リフォーム工事をする場合、申請を行う前に工事の契約をしていないこと
- 専用住宅、併用住宅(店舗等の用に供する部分を除く)であって、玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、延床面積50平方メートル以上のもの。ただし、既存住宅はこの限りではありません。

Q.多世代同居って何？

A.一戸建て住宅に多世代家族が住むことをいいます。一戸建て住宅については下記をご覧ください。

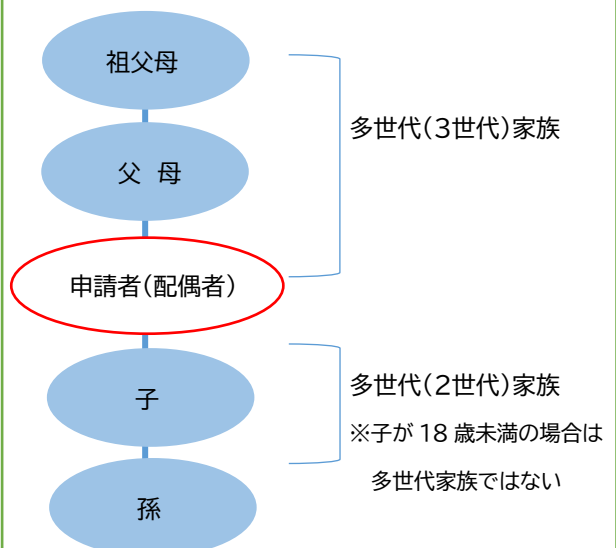


※重ね建て住宅、連続建て住宅に多世代家族が住む場合は「近居」とみなします。

Q.多世代家族って？

A.直系親族間の2世代以上の家族をいいます。ただし18歳未満の子は含みません。

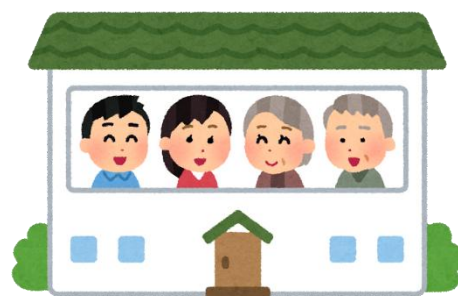
※直系親族とは、自分又は配偶者を中心として、父や母、祖父母など直接遡る家族又は子や孫、ひ孫などの直接下っていく家族のことをいいます。



## 補助金額      最大 100 万円

住宅の新築・購入・増改築・リフォーム工事に要した費用（下記注意事項を参照のこと）のうち、申請者の支払った額の3分の1と 100 万円を比較して少ないほうの金額を上限とします。（1,000 円未満切り捨て）

（例）リフォーム工事に 270 万円かかった場合  
 $270 \text{ 万円} \times 1/3 = 90 \text{ 万円} < 100 \text{ 万円}$   
となり、補助金額は 90 万円となります。



### **【ご注意ください】**

- 併用住宅にあつては居住部分の面積で按分した費用のみが対象です。
- 申請者が支払っていても、補助金とならない経費があります。  
（敷地造成、外構工事、倉庫の設置や撤去、DIY 等申請者が直接施工する工事等）
- 確定申告等に関しては、税務署までお問合せください。

## 相談・申請・実績受付

- 受付期間    令和2年(2020年)4月1日～令和8年(2026年)3月31日(3年間延長)  
                  ※土曜・日曜・祝日・年末年始は受付できません。
- 受付時間    午前8時30分～午後5時15分
- 受付場所    ふるさと創生課(市役所 本館3階)  
                  ※書類は直接持参してください。(郵送、ファックス、インターネット等では  
                  受付いたしません。)

## 申請手続き

- 住宅を新築・購入する場合は、**所有権登記完了前に**、また、増改築・リフォーム工事をする場合は、**工事に着手する前に必ず申請**を行い、市の審査を受けることが必要です。
- 登記完了後また工事完了後は速やかに実績報告を提出してください。審査後、請求書の提出を行い、補助金が支払われます。
- 申請から請求書の提出までは必ず**同一年度内**に行ってください。
- 申請書類は裏面を参照し、不明な点は下記までお問合せください。

**【問合せ先】** 南あわじ市役所 企画部 ふるさと創生課  
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺 22 番地 1  
電話 0799-43-5205    FAX 0799-43-5305  
E-mail furusato@city.minamiawaji.hyogo.jp

## 必要書類

備考

### 【補助金を申請するとき】

- 南あわじ市多世代同居・近居支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- 住宅の評価証明書もしくは申請者が当該住宅の所有者であることを証する書類
- 多世代近居等予定者にかかる調査書(様式第2号)
- 多世代近居等予定者の住民票(全部)の写し
- 多世代近居等予定者が過去1年以上多世代近居等を行っていないことが確認できる戸籍附票(住民票の写しで証明できない場合に限る。)
- 多世代近居等予定者が多世代家族であることを証明できる戸籍全部事項証明書その他の書類 ※( )と( )の関係性が分かる戸籍
- 多世代近居等予定者の直近年度の課税証明書
- 対象経費の見積書の写し(見積金額の内訳書含む)
- 住宅の平面図及び位置図(地図上で住宅の場所がわかるもの)、立面図など対象工事の内容が確認できる書類
- 誓約書兼同意書(様式第3号)
- 住宅賃貸借契約書の写し ※賃貸住宅で近居しており、引き続き近居する場合のみ
- 対象工事の施工箇所の写真 ※リフォーム、増築、改築の場合のみ



### 【実績報告をするとき】

備考

(共通)

- 南あわじ市多世代同居・近居支援事業補助金実績報告書(様式第4号)
  - 多世代近居等実施者全員の住民票(全部)の写し(発行日から1月以内、続柄・本籍記載)
  - 多世代近居等実施者全員の未納税額のない証明書(発行日から1月以内)
  - 対象経費の領収書の写し(申請者の支払額が明記されているもの。正式な領収書、銀行払い込み用紙の写し、通帳の写し等)
  - ※その他、市長が必要と認める書類
- (新築・購入した方)
- 住宅の登記事項証明書の原本  
(所有権登記を完了したもので申請者住所が対象の住宅所在地であるもの)
  - 住宅の完成時又は取得時の写真(外観がわかるもの)
  - 工事請負契約書又は売買契約書の写し(契約金額の内訳書を含む)
- (増築、改築をした方)
- 住宅の登記事項証明書の原本  
(所有権登記を完了したもので申請者住所が対象の住宅所在地であるもの)
  - 対象工事を行った住宅の施工箇所が対比できる写真
  - 工事請負契約書の写し(契約金額の内訳書を含む)
  - 対象工事の請負内容が確認できる書類の写し(契約金額の内訳書を含む)
- (リフォームをした方)
- 対象工事を行った住宅の施工箇所が対比できる写真
  - 対象工事の請負内容が確認できる書類の写し(契約金額の内訳書を含む)